

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第1章 本市における災害の特性 第1節 これまでの風水害被害と計画の前提	第1章 本市における災害の特性 第1節 これまでの風水害被害と計画の前提	
29	<p>1 大雨 (略) (2) 佐賀県に被害をもたらした主な大雨 (略) キ 2021（令和3）年8月11日～19日の大雨（令和3年8月の大霖） (略) 人的被害は軽傷者が4名、住家の被害は、全壊5棟、半壊1, 168棟、一部破損25棟、床上浸水<u>298</u>棟、床下浸水2, 090棟に及んだ。（令和4年2月16日現在） (略) ク 2023（令和5）年7月7日～10日の大雨（令和5年7月九州北部豪雨） 7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。 佐賀県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。 この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖（鳥栖市）で490.5mm、北山（佐賀市）で423.0mmを観測した。また北山（佐賀市）では、3時間降水量132.5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。 人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家被害は、住家の被害は、全壊4棟、半壊<u>6</u>棟、一部破損<u>35</u>棟、床上浸水<u>18</u>棟、床下浸水81棟に及んだ。<u>（令和5年11月29日現在）</u></p>	<p>1 大雨 (略) (2) 佐賀県に被害をもたらした主な大雨 (略) キ 2021（令和3）年8月11日～19日の大雨（令和3年8月の大霖） (略) 人的被害は軽傷者が4名、住家の被害は、全壊5棟、半壊1, 168棟、一部破損25棟、床上浸水<u>303</u>棟、床下浸水2, 090棟に及んだ。（令和4年2月16日現在） (略) ク 2023（令和5）年7月7日～10日の大雨（令和5年7月九州北部豪雨） 7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。 佐賀県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。 この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖（鳥栖市）で490.5mm、北山（佐賀市）で423.0mmを観測した。また北山（佐賀市）では、3時間降水量132.5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。 人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家被害は、住家の被害は、全壊4棟、半壊<u>7</u>棟、一部破損<u>37</u>棟、床上浸水<u>17</u>棟、床下浸水81棟に及んだ。<u>（削除）</u></p>	県の修正を反映（時点修正）
	第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり	第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり	
49	<p>(略) 市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法など各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 <u>（追記）</u></p>	<p>(略) 市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法など各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 <u>市及び県は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p>	国の修正を反映（R6）
	(次項)	(次項)	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考						
	第1項 市域保全施設の整備	第1項 市域保全施設の整備							
53	<p>1 地盤災害防止施設等の整備 (略)</p> <p>(5) 土砂災害ソフト対策 ア 基礎調査 　　県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する<u>基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表</u>するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警戒避難体制の整備 (略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域等 　　土砂災害警戒区域及び<u>土砂災害危険箇所</u>について周知を行う。</p> <p>(ウ) 避難指示等の発令対象区域 　　土砂災害警戒区域、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。</p> <p>(略)</p> <p>カ 緊急調査 　　県は、重大な土砂災害が緊迫している場合、市が適切に市民の避難指示の判断が行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報提供を行う。</p>	<p>1 地盤災害防止施設等の整備 (略)</p> <p>(5) 土砂災害ソフト対策 ア 基礎調査 　　県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する<u>基礎調査を実施し、その結果を公表</u>するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警戒避難体制の整備 (略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域等 　　<u>土砂災害警戒区域等</u>について周知を行う。</p> <p>(ウ) 避難指示等の発令対象区域 　　土砂災害警戒区域等、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。</p> <p>(略)</p> <p>カ 緊急調査 　　県又は国は、重大な土砂災害が緊迫している場合、市が適切に市民の避難指示の判断が行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報提供を行う。</p>	県の修正を反映（法律の条文を踏まえた修正）						
55	<p>(2) 下水道施設の整備 　　下水道管理者は、市街地の浸水防除、地震に対する安全性を確保するため、雨水幹線水路及び排水機場等の整備を促進する。また、雨水幹線水路、排水機場等の風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、降雨により市街地の浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作するものとする。</p> <p>《主な事業の内訳》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道事業</td> <td>市の浸水被害を防除するための施設整備を行う</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ため池施設の整備 (4) ダムの貯留機能強化 (5) 「田んぼダム」の推進</p>	事業名	事業内容	事業主体	公共下水道事業	市の浸水被害を防除するための施設整備を行う	市	<p>2 河川、下水道、ため池施設の整備 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) ため池施設の整備 (3) ダムの貯留機能強化 (4) 「田んぼダム」の推進</p>	県の修正を反映（「土砂災害危険箇所」の名称は使用しなくなったため）
事業名	事業内容	事業主体							
公共下水道事業	市の浸水被害を防除するための施設整備を行う	市							
57			県の修正を反映（法律の条文を踏まえた修正）						
			市修正（嬉野市の下水道は分流式であり、雨水処理を行っていないため）						

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第3項 ライフライン施設等の機能の確保	第3項 ライフライン施設等の機能の確保	
61	1 水道施設の整備 (略) 2 下水道施設の整備 (1) 下水道施設の安全性の強化 市は、風水害時において <u>下水道による浸水防除機能</u> 、汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。	1 水道施設の整備 (略) 2 下水道施設の整備 (1) 下水道施設の安全性の強化 市は、風水害時において汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。	市修正（嬉野市の下水道は分流式であり、雨水処理を行っていないため）
	第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等	第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等	
67	(略) 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1) 関係機関相互の連絡体制の整備 市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。 <u>国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は</u> 、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるものとする。 <u>また、国〔内閣府等〕は、本システムを中心とした災害情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。</u> (略)	(略) 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1) 関係機関相互の連絡体制の整備 市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。 <u>また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。</u> (略)	国の修正を反映
	第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化	第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化	
76	5 受援計画等の策定 (略) 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>さらに、市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> また、市は、訓練等を通じて、被災市町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。	5 受援計画等の策定 (略) 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>また、市は、訓練等を通じて、被災市町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。</u> <u>市は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u>	表現の修正
77	<u>(新設)</u>		
79	《現在締結している協定等》	《現在締結している協定等》	国の修正を反映
資機材	非常用バッテリー対応型自動販売機の設置に関する協定[総務課]	コカ・コーラウエスト株式会社	平成24年1月24日
	<u>災害時における自動販売機無償提供に関する覚書[新幹線・まちづくり課]</u>	<u>(株)伊藤園</u>	<u>平成29年7月18日</u>
資機材	非常用バッテリー対応型自動販売機の設置に関する協定[総務課]	コカ・コーラウエスト株式会社	平成24年1月24日
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第4項 災害の拡大・防止と二次災害及び応急復旧活動	第4項 災害の拡大・防止と二次災害及び応急復旧活動	
8.1	<p>1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事員の安全確保 (略) 水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u> (略)</p> <p>2 浸水想定区域の公表 (1) 洪水 国及び県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を等を公表するとともに、本市長に通知するものとする。 (略)</p> <p>(2) 内水 <u>県又は</u>市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の<u>応報</u>を提供する<u>公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は、排水施設から河川などに雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、</u>指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、<u>県にあっては、市長に通知するものとする。</u> (略)</p> <p>3 民間事業者との協力 <u>下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</u> 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立 市は、平時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事員の安全確保 (略) 水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を図る。</u> (略)</p> <p>2 浸水想定区域の公表 (1) 洪水 国及び県は、洪水予報を実施する河川、<u>洪水</u>特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、<u>特定都市河川、そのほか、一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川</u>について、想定し得る最大規模の降雨により<u>当該</u>河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を等を公表するとともに、本市長に通知するものとする。</p> <p>(2) 内水 市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の<u>情報</u>を提供するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>(略)</p> <p>3 民間事業者との協力 <u>（削除）</u> 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立 市は、平時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、<u>災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	県からの意見を反映
8.2			市修正（嬉野市の下水道は分流式であり、雨水処理を行っていないため）
8.3			国の修正を反映

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考																				
		については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。																					
	第6項 緊急輸送活動	第6項 緊急輸送活動																					
86	<p>1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化 (略) (1) 輸送拠点の指定（県指定） 被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の地区が指定されている。</p> <p>《輸送拠点》</p> <table border="1"> <tr><td>SAGAサンライズパーク</td><td>佐賀市</td></tr> <tr><td>唐津市文化体育館</td><td>唐津市</td></tr> <tr><td>佐賀競馬場</td><td>鳥栖市</td></tr> <tr><td>伊万里市国見台公園（国見体育館）</td><td>伊万里市</td></tr> <tr><td>全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」</td><td>嬉野市</td></tr> </table>	SAGAサンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市	<p>1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化 (略) (1) <u>広域物資</u>輸送拠点の指定（県指定） 被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の地区が指定されている。</p> <p>《<u>広域物資</u>輸送拠点》</p> <table border="1"> <tr><td>SAGAサンライズパーク</td><td>佐賀市</td></tr> <tr><td>唐津市文化体育館</td><td>唐津市</td></tr> <tr><td>佐賀競馬場</td><td>鳥栖市</td></tr> <tr><td>伊万里市国見台公園（国見体育館）</td><td>伊万里市</td></tr> <tr><td>全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」</td><td>嬉野市</td></tr> </table>	SAGAサンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市	国の修正を反映（R6）
SAGAサンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市																						
SAGAサンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市																						
	第7項 避難及び情報提供活動	第7項 避難及び情報提供活動																					
88	<p>(略)</p> <p>1 避難計画 (1) 全庁をあげた体制の構築 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 避難計画 (1) 全庁をあげた体制の構築 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p><u>市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u></p> <p>市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	国の修正を反映																				
	(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略) イ 指定避難所 (略)	(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略) イ 指定避難所 (略)																					

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
94	<p>② 機能の強化 (略) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>② 機能の強化 (略) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。 <u>市は、良好な生活環境になるよう「スフィア基準」¹⁾に沿った避難所が運営できるよう努めるものとする。</u></p> <p>¹⁾ 「スフィア基準」は、災害時に人道支援を行う際の質と説明責任を確保するための国際的な基準です。支援を必要としている人々が、最低限の生活を営めるようにするための指針がまとめられています。</p>	国の修正を反映 (R6)
95	<p>(略)</p> <p>b 非常用電源、ガス設備、<u>通信機器</u>、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、給水タンク等の他、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>d <u>指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立</u></p> <p>e 飲料水の給水体制の整備</p> <p>f 支援者等の駐車スペースの確保</p> <p>ウ 非構造部材の耐震化 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>b 非常用電源、ガス設備、<u>衛星携帯電話等の通信機器・衛星通信を活用したインターネット機器</u>、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、給水タンク等の他、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備</p> <p>(略) <u>(削除)</u></p> <p>d 飲料水の給水体制の整備</p> <p>e 支援者等の駐車スペースの確保</p> <p>ウ 非構造部材の耐震化 (略)</p> <p>エ ペット避難所</p> <p>① <u>避難所の受け入れルール、飼い主の備え、避難者への配慮事項</u></p> <p>a <u>ペット同行・同伴避難に対する考え方</u> <u>東日本大震災では、飼い主の多くがペットと一緒に避難できなかったことが教訓となり、災害時には同行避難が重要であることが認識されることとなった。また、熊本地震では、多くの飼い主がペットと一緒に避難したが、ペットが避難所に入れないなど、避難所におけるペットの受け入れについて課題が浮き彫りとなった。「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(平成25年環境省)では、災害時にペットとの同行避難を受け入れられる体制を整備するとともに、飼い主等への対策指導や普及啓発を行うこと等が求められている。</u></p> <p><u>なお、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、避難所への同伴が認められている。（身体障害者補助犬法）</u></p> <p>b <u>「同行避難」と「同伴避難」の定義</u></p> <p>○ <u>同行避難：災害時に飼い主がペットを同行し、避難所まで一緒に安全に避難すること。</u></p> <p>○ <u>同伴避難：避難所内で飼い主がペットの飼育管理を行うこと。なお、人とペットが避難所内の同じ部屋で生活するものではない。</u></p> <p>c <u>受け入れ可能なペットの種類</u> <u>犬や猫、うさぎ・ハムスターなどの小動物と小型の鳥類</u></p>	<p>国の修正を反映 (R6)</p> <p>国の修正を反映 (R6)</p> <p>ペット避難所について追記</p>

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
		<p><u>d 飼い主への協力要請と備え</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ペットは、キャリーバック、ゲージや鳥かごの中に入れて飼育することを基本とする。 ○ ペットを受け入れるスペースはあらかじめ設けられた「ペット飼育スペース」（例：屋根付き駐車場、玄関横の軒下）または、屋外の指定された区画とする。 ○ 飼い主は必要なペットフード、ゲージ、トイレ用品、常備薬を準備して避難するものとする。 ○ 動物アレルギーを持つ人や、動物が苦手な人、幼い子供がいるため、避難所での同室避難は原則として不可とする。 ○ その他、避難所ごとに詳細なルール（鳴き声への配慮、衛生管理など）が設けられる場合があるため、決められたルールを遵守すること。 <p><u>e 同伴避難所の開設について</u></p> <p>大規模災害が発生した場合や長期避難となった場合、市が指定する嬉野市嬉野町大字下宿に所在する【みゆき球場内の管理棟】に開設するものとする。開設の際は、改めて防災行政無線やホームページ等で周知に努めるものとする。</p> <p><u>② 救助・衛生班の対応</u></p> <p>救助・衛生班は、災害発生時におけるペットの飼い主への支援を衛生状況や被災状況等を考慮しながら実施する。</p> <p><u>a ペットの避難所へ受け入れ（大規模災害時など）</u></p> <p>救助・衛生班は、避難者の受け入れ完了後、避難所の施設能力や避難者の状況等を踏まえ、避難所施設へのペット受け入れ方法について検討を行う。</p> <p><u>b 避難所にペットを受け入れる場合、必要に応じて獣医師会等に協力を要請する。</u></p>	
97	(5) 指定避難所の管理運営 (略) ウ 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (略)	(5) 指定避難所の管理運営 (略) ウ 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (略)	脱字修正
97	(6) 避難所生活上必要となる基本的事項 (略) ケ ホームレスへの対応 (略) <u>コ 新設</u>	(6) 避難所生活上必要となる基本的事項 (略) ケ ホームレスへの対応 (略) <u>コ 家庭動物との避難への対応について</u> 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。	国の修正を反映 (R6)
99	<u>ニ</u> 市は、指定避難所等における女性や子供等における性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	<u>サ</u> 市は、指定避難所等における女性や子供等における性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
100	4 応急住宅 (略)	4 応急住宅 (略)	
101	(5) 被災者支援体制の整備 市は、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 <u>（新設）</u>	(5) 被災者支援体制の整備 市は、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 <u>また、市及び県は、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポート研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備するよう努めるものとする。</u>	県の修正を反映（能登半島地震を受けた災害対応について追記）
	第8項 避難行動要支援者対策の強化	第8項 避難行動要支援者対策の強化	
108	5 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (略)	5 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策 (略)	
109	(5) 市及び県の支援 市は、社会福祉施設を指導、支援し、災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。 <u>（新設）</u>	(5) 市及び県の支援 市は、社会福祉施設を指導、支援し、災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。 <u>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</u> <u>市は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するものとする。</u> <u>また、市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するものとする。</u> <u>さらに、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> <u>加えて、市は、保育所が被災した場合、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育ができるよう他の保育所での受け入れ等、必要な調整を行うものとする。</u> 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関する社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化するよう努める。 (略)	国の修正を反映（R6）

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達	第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達	
111 112	<p>1 食料確保の役割分担</p> <p>(1) 市</p> <p>市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資についての備蓄に努めるとともに、近隣市町との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、<u>物資調達・輸送調達等支援システム</u>を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、<u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国は〔消防庁〕はこれを支援する。</u> なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>物資調達・輸送調達等システム</u>により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県</p> <p>県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、<u>物資調達・輸送調達等支援システム</u>を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>物資調達・輸送調達等支援システム</u>により国に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 食料確保の役割分担</p> <p>(1) 市</p> <p>市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資についての備蓄に努めるとともに、近隣市町との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。<u>(削除)</u></p> <p>なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>新物資システム（B-PLo）</u>により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県</p> <p>県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>新物資システム（B-PLo）</u>により国に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u></p>	国の修正を反映
112	<p>2 備蓄方法等</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、<u>備蓄拠点</u>を設けるなど体制の整備に努める。</p> <p>3 食料・飲料水</p> <p>(1) 食料の確保</p> <p>食料の品目としては、精米、乾パン、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。</p> <p>ア 精米等</p> <p>(ア) 県は、風水害における精米を調達するため、農林水産省<u>政策統括官</u>を通じ米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給の斡旋を要請し、被災者に対し円滑に供給できる体制を整備する。</p> <p>(イ) 県は、応急用備蓄食料について、県が独自で備蓄を行うとともに、自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。</p> <p>(ウ) 県は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ<u>缶</u>及びアルファ米等の備蓄を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県</p> <p>県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行う。 なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>物資調達・輸送調達等システム</u>により国に対して要請を行う。</p>	<p>2 備蓄方法等</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、<u>物資拠点</u>を設けるなど体制の整備に努める。</p> <p>3 食料・飲料水</p> <p>(1) 食料の確保</p> <p>食料の品目としては、精米、乾パン、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。</p> <p>ア 精米等</p> <p>(ア) 県は、風水害における精米を調達するため、農林水産省<u>農産局長</u>を通じ米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給の斡旋を要請し、被災者に対し円滑に供給できる体制を整備する。</p> <p>(イ) 県は、応急用備蓄食料について、県が独自で備蓄を行うとともに、自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。</p> <p>(ウ) 県は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ<u>袋</u>及びアルファ米等の備蓄を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県</p> <p>県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行う。 なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>新物資システム（B-PLo）</u>により国に対して要請を行う。</p>	国の修正を反映 県からの意見を反映
113			国の修正を反映

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第12項 災害復旧・復興への備え	第12項 災害復旧・復興への備え	
116	<p>1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 市の災害廃棄物処理計画 ア 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 市の災害廃棄物処理計画 ア 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p><u>イ 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	国の修正を反映
117	<p>3 署名証明書の発行体制の整備 市は、災害時に署名証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や署名証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、署名証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、建築士等の専門家との協定締結、署名証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p><u>さらに、効率的な署名証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 署名証明書の発行体制の整備 市は、災害時に署名証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や署名証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、署名証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、建築士等の専門家との協定締結、署名証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	
	第4節 防災思想・知識の普及 第1項 防災思想・知識の普及	第4節 防災思想・知識の普及 第1項 防災思想・知識の普及	
123	<p>(略)</p> <p>2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 (略)</p> <p>(4) 講習会等の開催 市は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。 なお、市は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 (略)</p> <p>(4) 講習会等の開催 市は、防災週間、<u>防災とボランティアの日、防災とボランティア週間</u>、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、<u>山地災害防止キャンペーン</u>等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。 なお、市は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	国の修正を反映 (R6)
123	<p>(8) 地震保険への加入促進 市民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く市民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。</p>	<p>(8) 地震保険への加入促進 市民は、地震により被災した住家・家財が被災した場合の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く市民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。</p>	県の修正を反映

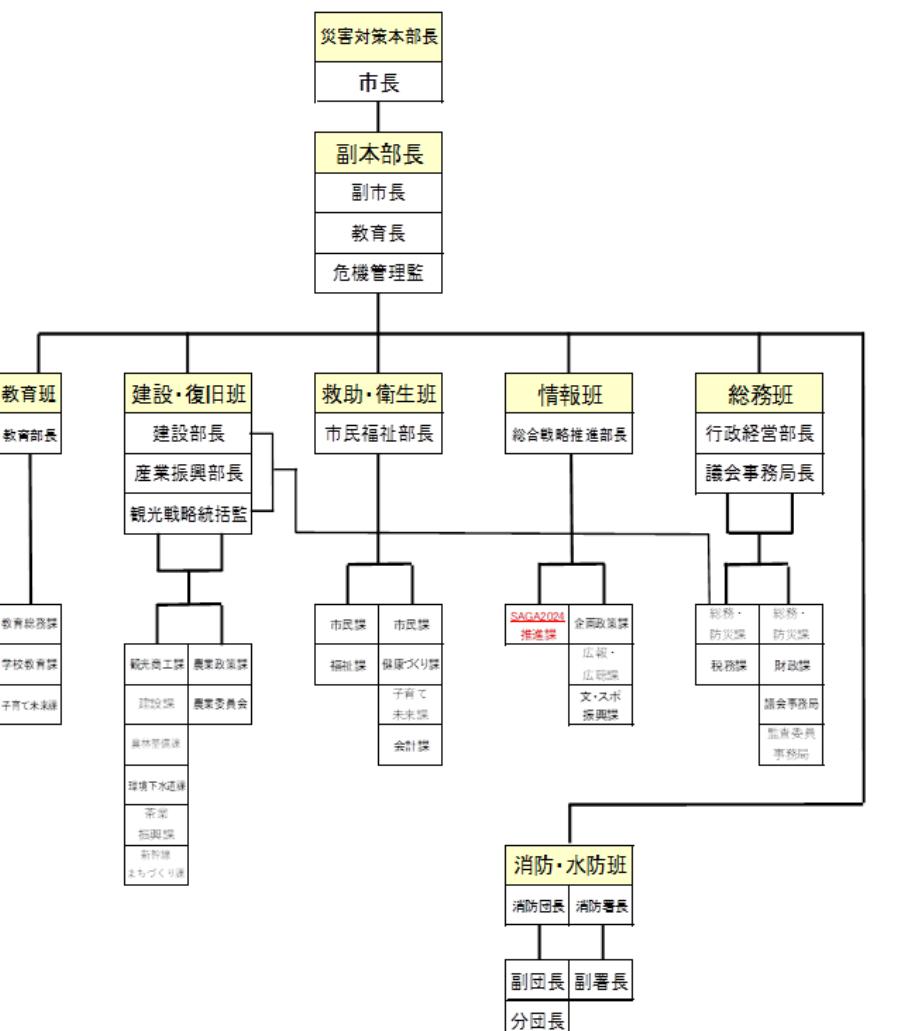
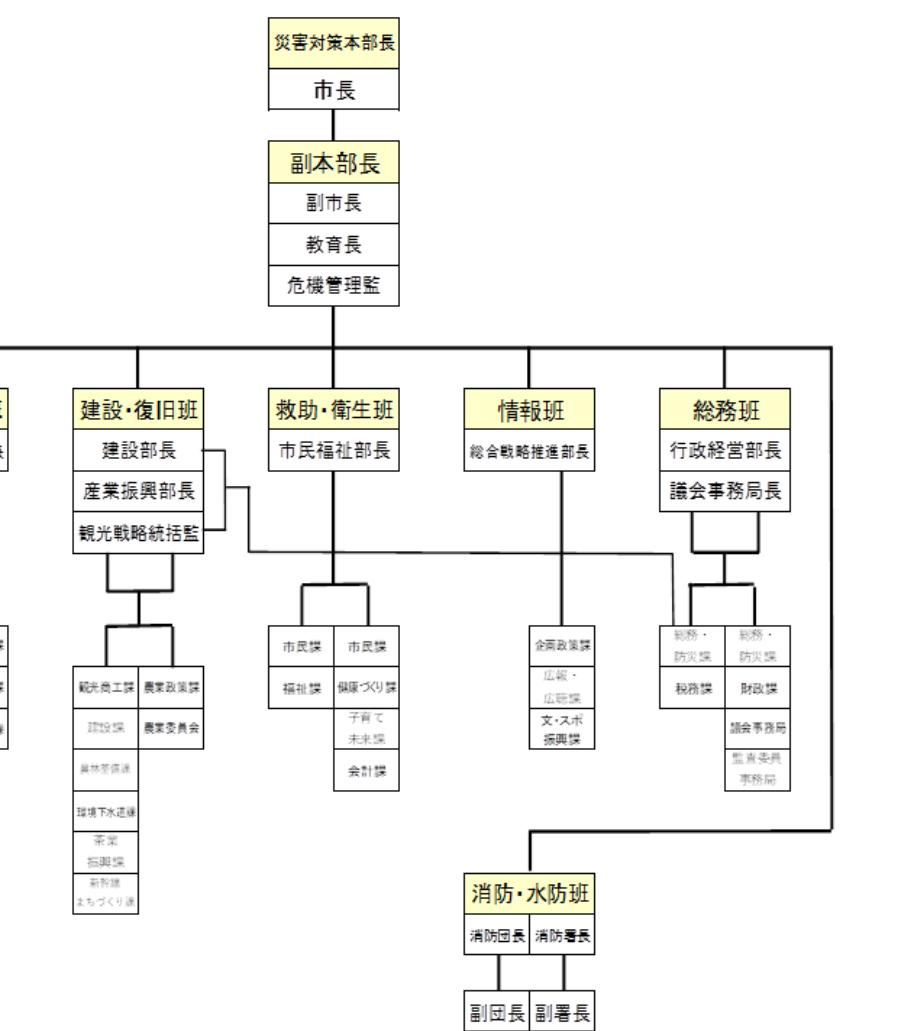
嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第2項 消防団の育成強化	第2項 消防団の育成強化	
124	(略) 2 消防団への参加促進 消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等 <u>を通じて消防団への参加を促進する。</u> (略)	(略) 2 消防団への参加促進 消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等に取り組むものとし、 <u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> (略)	国の修正を反映 (R6)
125	4 消防団の装備の改善 消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。 5 消防団の教育訓練 地域防災力の中核となる消防団員は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。 (略)	4 消防団の装備の改善 消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、 <u>大規模災害等に備えた</u> 安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。 5 消防団の教育訓練 <u>必要な資格の取得など実践的な</u> 教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。 (略)	国の修正を反映 (R6)
	第3項 自主防災組織等の育成強化	第3項 自主防災組織等の育成強化	
125	(略) このため、市は、行政区などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の組織化、育成を図る。その際には、消防団と <u>これらの組織</u> との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 (略)	(略) このため、市は、行政区などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の組織化、育成を図る。その際には、消防団と <u>自主防災組織や防災士等の多様な主体</u> との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 (略)	国の修正を反映
	第6項 災害ボランティア活動の環境整備等	第6項 災害ボランティア活動の環境整備等	
128	災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう平時から環境整備に努める。 1 災害ボランティア活動の環境整備 <u>(新設)</u> 市は、平時から、C S O等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。 <u>(新設)</u> また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びN P O等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を <u>図り</u> 、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、 <u>その</u> 活動環境の整備を図るものとする。	災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう平時から環境整備に努める。 1 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 <u>市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び地域住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への地域住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u> 市は、平時から、C S O等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。 <u>市は、避難生活支援リーダー/サポートー等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u> また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びN P O等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を <u>図るものとする。</u> また、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、 <u>登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u>	国の修正を反映

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	<p>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>市は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>市は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、<u>がれき</u>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p>また、市は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>	<p>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>市は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>市は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋<u>等</u>からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p>また、市は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>	
	第7項 災害教訓の伝承	第7項 災害教訓の伝承	
130	<p>市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承していく取組を支援するものとする。</p>	<p>市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>市民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰靈祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u>、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承していく取組を支援するものとする。</p>	国の修正を反映
	第7節 孤立防止対策計画	第7節 孤立防止対策計画	
133	<p>市は、災害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 市</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。 (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。 (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。 (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。 (5) 孤立地域内の生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。 <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>市は、災害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努める。</p> <p><u>また、県及び市は、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区について孤立時の状況把握等、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>1 市</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。 (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。 (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。 (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。 (5) 孤立地域内の生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。 <p><u>(6) 孤立が予測される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて訓練を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>能登半島地震を受けた災害対応について追記</p> <p>能登半島地震を受けた災害対応について追記</p>

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制	第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制	
137	<p>2 災害対策本部（以下「本部」という。） (5) 組織 イ 本部の組織</p> <p>嬉野市災害対策本部組織体制表</p>  <pre> graph TD Director[災害対策本部長] --- Mayor[市長] Director --- ViceDirector[副本部長] Director --- ViceMayor[副市長] Director --- EducationDirector[教育長] Director --- CrisisManagement[危機管理監] EducationDirector --- EducationSection[教育班] EducationSection --- EducationManager[教育部長] EducationSection --- EducationSubDepts[教育統務課, 学校教育課, 子育て未来課] ConstructionRecoverySection[建設・復旧班] ConstructionRecoverySection --- ConstructionManager[建設部長] ConstructionRecoverySection --- ConstructionSubDepts[観光戦略統括監, 建設課, 市民課, 観光商工課, 農業政策課, 設計課, 廉政課, 環境下水道課, 茶葉振興課, 新野里まちづくり課] HealthSection[救助・衛生班] HealthSection --- HealthManager[市民福祉部長] HealthSection --- HealthSubDepts[市民課, 市民課, 観光商工課, 農業政策課, 設計課, 廉政課, 文化スポーツ振興課, 子育て未来課, 会計課] InformationSection[情報班] InformationSection --- InfoManager[総合戦略推進部長] InformationSection --- InfoSubDepts[SAGA2024推進課, 全面政策課, 広報・広報課, 文・スポーツ振興課] GeneralAffairsSection[総務班] GeneralAffairsSection --- GAManager[行政経営部長] GeneralAffairsSection --- GASubDepts[議会事務局長, 税務課, 財政課, 議会事務局, 監査委員会事務局] FireAndWaterSection[消防・水防班] FireAndWaterSection --- FWManager[消防団長] FireAndWaterSection --- FWSubDepts[消防署長, 副団長, 副署長, 分団長] </pre>	<p>2 災害対策本部（以下「本部」という。） (5) 組織 イ 本部の組織</p> <p>嬉野市災害対策本部組織体制表</p>  <pre> graph TD Director[災害対策本部長] --- Mayor[市長] Director --- ViceDirector[副本部長] Director --- ViceMayor[副市長] Director --- EducationDirector[教育長] Director --- CrisisManagement[危機管理監] EducationDirector --- EducationSection[教育班] EducationSection --- EducationManager[教育部長] EducationSection --- EducationSubDepts[教育統務課, 学校教育課, 子育て未来課] ConstructionRecoverySection[建設・復旧班] ConstructionRecoverySection --- ConstructionManager[建設部長] ConstructionRecoverySection --- ConstructionSubDepts[観光戦略統括監, 建設課, 市民課, 観光商工課, 農業政策課, 設計課, 廉政課, 環境下水道課, 茶葉振興課, 新野里まちづくり課] HealthSection[救助・衛生班] HealthSection --- HealthManager[市民福祉部長] HealthSection --- HealthSubDepts[市民課, 市民課, 観光商工課, 農業政策課, 設計課, 廉政課, 文化スポーツ振興課, 子育て未来課, 会計課] InformationSection[情報班] InformationSection --- InfoManager[総合戦略推進部長] InformationSection --- InfoSubDepts[SAGA2024推進課, 全面政策課, 広報・広報課, 文・スポーツ振興課] GeneralAffairsSection[総務班] GeneralAffairsSection --- GAManager[行政経営部長] GeneralAffairsSection --- GASubDepts[議会事務局長, 税務課, 財政課, 議会事務局, 監査委員会事務局] FireAndWaterSection[消防・水防班] FireAndWaterSection --- FWManager[消防団長] FireAndWaterSection --- FWSubDepts[消防署長, 副団長, 副署長, 分団長] </pre>	組織改正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考																																																
	第2節 風水害発生直前対策	第2節 風水害発生直前対策																																																	
142	<p>(略)</p> <p>第1項 警報等の伝達等</p> <p>1 風水害に関する警報等の種類</p> <p>(1) 気象関係</p> <p>ア 特別警報、警報、注意報</p> <table border="1"> <tr> <td>特別警報</td><td>暴風雪 特別警報</td><td>暴風 特別警報</td><td>大雨 特別警報</td><td>大雪 特別警報</td><td>/</td></tr> <tr> <td>警 報</td><td>暴風雪 警報</td><td>暴風 警報</td><td>大雨 警報</td><td>大雪 警報</td><td>洪水 警報</td></tr> <tr> <td>注意報</td><td>風雪 注意報</td><td>強風 注意報</td><td>大雨 注意報</td><td>大雪 注意報</td><td>洪水 注意報</td></tr> </table> <p>イ その他の注意報</p> <p>雷注意報</p> <p>ウ その他の情報</p> <p>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）</p>	特別警報	暴風雪 特別警報	暴風 特別警報	大雨 特別警報	大雪 特別警報	/	警 報	暴風雪 警報	暴風 警報	大雨 警報	大雪 警報	洪水 警報	注意報	風雪 注意報	強風 注意報	大雨 注意報	大雪 注意報	洪水 注意報	<p>(略)</p> <p>第1項 警報等の伝達等</p> <p>1 風水害に関する警報等の種類</p> <p>(1) 気象関係</p> <p>ア 特別警報、警報、注意報</p> <table border="1"> <tr> <td>特別警報</td><td>暴風雪 特別警報</td><td>暴風 特別警報</td><td>大雨 特別警報</td><td>大雪 特別警報</td><td>/</td></tr> <tr> <td>警 報</td><td>暴風雪 警報</td><td>暴風 警報</td><td>大雨 警報</td><td>大雪 警報</td><td>洪水 警報</td></tr> <tr> <td>注意報</td><td>風雪 注意報</td><td>強風 注意報</td><td>大雨 注意報</td><td>大雪 注意報</td><td>洪水 注意報</td></tr> </table> <p>イ その他の注意報</p> <p>雷注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、融雪注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、低温注意報、霜注意報</p> <p>ウ その他の情報</p> <p>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）</p>	特別警報	暴風雪 特別警報	暴風 特別警報	大雨 特別警報	大雪 特別警報	/	警 報	暴風雪 警報	暴風 警報	大雨 警報	大雪 警報	洪水 警報	注意報	風雪 注意報	強風 注意報	大雨 注意報	大雪 注意報	洪水 注意報	県からの意見反映												
特別警報	暴風雪 特別警報	暴風 特別警報	大雨 特別警報	大雪 特別警報	/																																														
警 報	暴風雪 警報	暴風 警報	大雨 警報	大雪 警報	洪水 警報																																														
注意報	風雪 注意報	強風 注意報	大雨 注意報	大雪 注意報	洪水 注意報																																														
特別警報	暴風雪 特別警報	暴風 特別警報	大雨 特別警報	大雪 特別警報	/																																														
警 報	暴風雪 警報	暴風 警報	大雨 警報	大雪 警報	洪水 警報																																														
注意報	風雪 注意報	強風 注意報	大雨 注意報	大雪 注意報	洪水 注意報																																														
143	<p>(略)</p> <p>(5) 避難情報等</p> <table border="1"> <tr> <td>警戒レベル</td><td>市民がとるべき行動</td><td>行動を促す情報</td><td>警戒レベル相当情報</td></tr> <tr> <td>警戒レベル5 (市町が発令)</td><td>命を守る最善の行動</td><td>緊急安全確保</td><td>氾濫発生情報 大雨特別警報 等</td></tr> <tr> <td>警戒レベル4 (市町が発令)</td><td>危険な場所から避難</td><td>避難指示</td><td>氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等</td></tr> <tr> <td>警戒レベル3 (市町が発令)</td><td>危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備</td><td>高齢者等避難</td><td>氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等</td></tr> <tr> <td>警戒レベル2 (気象庁が発表)</td><td>避難行動の確認</td><td>大雨・洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td></tr> <tr> <td>警戒レベル1 (気象庁が発表)</td><td>心構えを高める</td><td>早期注意情報</td><td></td></tr> </table> <p>(次項)</p>	警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市町が発令)	命を守る最善の行動	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル4 (市町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル3 (市町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等	警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報	警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報		<p>(略)</p> <p>(5) 避難情報等</p> <table border="1"> <tr> <td>警戒レベル</td><td>市民がとるべき行動</td><td>行動を促す情報</td><td>警戒レベル相当情報</td></tr> <tr> <td>警戒レベル5 (市町が発令)</td><td>命の危険 直ちに安全確保！</td><td>緊急安全確保</td><td>氾濫発生情報 大雨特別警報 等</td></tr> <tr> <td>警戒レベル4 (市町が発令)</td><td>危険な場所から避難</td><td>避難指示</td><td>氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等</td></tr> <tr> <td>警戒レベル3 (市町が発令)</td><td>危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備</td><td>高齢者等避難</td><td>氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等</td></tr> <tr> <td>警戒レベル2 (気象庁が発表)</td><td>避難行動の確認</td><td>大雨・洪水注意報 等</td><td>氾濫注意情報 等</td></tr> <tr> <td>警戒レベル1 (気象庁が発表)</td><td>心構えを高める</td><td>早期注意情報</td><td></td></tr> </table> <p>(次項)</p>	警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市町が発令)	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル4 (市町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル3 (市町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等	警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	大雨・洪水注意報 等	氾濫注意情報 等	警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報		
警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																																
警戒レベル5 (市町が発令)	命を守る最善の行動	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等																																																
警戒レベル4 (市町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等																																																
警戒レベル3 (市町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等																																																
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報																																																
警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報																																																	
警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																																
警戒レベル5 (市町が発令)	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等																																																
警戒レベル4 (市町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等																																																
警戒レベル3 (市町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等																																																
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	大雨・洪水注意報 等	氾濫注意情報 等																																																
警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報																																																	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考																																						
144	<p>2 警報等の伝達 (略)</p> <p>(2) 水防関係 ○ 時間外の対応 当直員が総務対策部総括班へ連絡し、総括班担当者はサイレン、テレビ等で市民に伝達する。 方法及び基準については、別途定める。</p> <pre> graph TD WDHQ["水防本部 (県河川砂防課) (県農山漁村課)"] AB["農林事務所"] WDB["水防支部 (竹藤土木事務所)"] WDM["水防管理者 (市)"] FD["消防署"] C["市民"] WDHQ <--> AB WDHQ <--> WDB WDHQ <--> WDM AB <--> WDB AB <--> WDM AB <--> FD WDB <--> WDM WDM <--> FD WDM --> C </pre> <p>2 警報等の伝達 (略)</p> <p>(2) 水防関係 ○ 時間外の対応 当直員が総務対策部総括班へ連絡し、総括班担当者はサイレン、テレビ等で市民に伝達する。 方法及び基準については、別途定める。</p> <pre> graph TD WDHQ["水防本部 (県河川砂防課) (県農地整備課)"] AB["農林事務所"] WDB["水防支部 (竹藤土木事務所)"] WDM["水防管理者 (市)"] FD["消防署"] C["市民"] WDHQ <--> AB WDHQ <--> WDB WDHQ <--> WDM AB <--> WDB AB <--> WDM AB <--> FD WDB <--> WDM WDM <--> FD WDM --> C </pre>																																								
	<p>第7節 自衛隊災害派遣要請計画 第2項 災害派遣要請の手続き</p>	<p>第7節 自衛隊災害派遣要請計画 第2項 灾害派遣要請の手続き</p>																																							
166	<p>1 要請者 知事（他に、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長） （※市長は、知事に対し自衛隊派遣要請を要求する。）</p> <p>2 要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>担任部署</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>西部方面混成団長</td> <td>第3科</td> <td>久留米市国分町100 (0942)43-5391</td> </tr> <tr> <td>九州補給処長</td> <td>装備計画部企画課</td> <td>吉野ヶ里町立野7 (0952)52-2161</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>佐世保地方総監</td> <td>防衛部第3幕僚室</td> <td>佐世保市平瀬町 (0956)23-7111</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>防衛部運用課</td> <td>福岡県春日市原町3-1-1 (092)581-4031</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	部隊の長	担任部署	連絡先	陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	久留米市国分町100 (0942)43-5391	九州補給処長	装備計画部企画課	吉野ヶ里町立野7 (0952)52-2161	海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	佐世保市平瀬町 (0956)23-7111	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 (092)581-4031	<p>1 要請者 知事（他に、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長） （※市長は、知事に対し自衛隊派遣要請を要求する。）</p> <p>2 要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部隊の長</th> <th>担任部署</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td>西部方面混成団長</td> <td>第3科</td> <td>久留米市国分町100 (0942)43-5391</td> </tr> <tr> <td>第4師団長</td> <td>第3部</td> <td>吉野ヶ里町立野7 (0952)52-2161</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>佐世保地方総監</td> <td>防衛部第3幕僚室</td> <td>佐世保市平瀬町 (0956)23-7111</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>西部航空方面隊司令官</td> <td>防衛部運用課</td> <td>福岡県春日市原町3-1-1 (092)581-4031</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	部隊の長	担任部署	連絡先	陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	久留米市国分町100 (0942)43-5391	第4師団長	第3部	吉野ヶ里町立野7 (0952)52-2161	海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	佐世保市平瀬町 (0956)23-7111	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 (092)581-4031	実態の整合に伴った修正
区分	部隊の長	担任部署	連絡先																																						
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	久留米市国分町100 (0942)43-5391																																						
	九州補給処長	装備計画部企画課	吉野ヶ里町立野7 (0952)52-2161																																						
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	佐世保市平瀬町 (0956)23-7111																																						
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 (092)581-4031																																						
区分	部隊の長	担任部署	連絡先																																						
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	久留米市国分町100 (0942)43-5391																																						
	第4師団長	第3部	吉野ヶ里町立野7 (0952)52-2161																																						
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	佐世保市平瀬町 (0956)23-7111																																						
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 (092)581-4031																																						

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考																																														
167	<p>3 要請の手続 (略) 「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>部隊の長</th><th>住所 (担任部署)</th><th>電話番号</th><th>災害派遣の担任</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">航空自衛隊</td><td>西部航空方面隊司令官</td><td>福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)</td><td>(092) 581-4031</td><td>九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県</td></tr> <tr> <td>第8航空団司令</td><td>福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(直記)</u></td><td>(0930) 56-1150</td><td></td></tr> <tr> <td>第3術科学校長</td><td>福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋 1455-1 <u>(直記)</u></td><td>(093) 223-0981</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※時間外は、当直司令が連絡を受ける。</p>	区分	部隊の長	住所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(直記)</u>	(0930) 56-1150		第3術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋 1455-1 <u>(直記)</u>	(093) 223-0981		<p>3 要請の手続 (略) 「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>部隊の長</th><th>住所 (担任部署)</th><th>電話番号</th><th>災害派遣の担任</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">航空自衛隊</td><td>西部航空方面隊司令官</td><td>福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)</td><td>(092) 581-4031</td><td>九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県</td></tr> <tr> <td>第8航空団司令</td><td>福岡県築上郡築上町西八田 <u>(防衛部防衛班)</u></td><td>(0930) 56-1150</td><td></td></tr> <tr> <td>第3術科学校長</td><td>福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋 1455-1 <u>(教務課計画班)</u></td><td>(093) 223-0981</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※時間外は、当直司令が連絡を受ける。</p>	区分	部隊の長	住所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県	第8航空団司令	福岡県築上郡築上町西八田 <u>(防衛部防衛班)</u>	(0930) 56-1150		第3術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋 1455-1 <u>(教務課計画班)</u>	(093) 223-0981		誤字修正
区分	部隊の長	住所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県																																													
	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町西八田 <u>(直記)</u>	(0930) 56-1150																																														
	第3術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋 1455-1 <u>(直記)</u>	(093) 223-0981																																														
区分	部隊の長	住所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州(宮崎県を除く)、広島県、岡山県、愛媛県、高知県																																													
	第8航空団司令	福岡県築上郡築上町西八田 <u>(防衛部防衛班)</u>	(0930) 56-1150																																														
	第3術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋 1455-1 <u>(教務課計画班)</u>	(093) 223-0981																																														
174	<p>第8節 応援協力体制</p> <p>災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、市及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。 さらに、市は、災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。 なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手段、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定につとめるものとする。</p>	<p>第8節 応援協力体制</p> <p>国、県、市及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。 また、市は、災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の県、市町や機関に対し、応援を要請するものとし、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手段、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定につとめるものとする。</p>	県の修正を反映																																														
	(次項)	(次項)																																															

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第8節 応援協力体制 第1項 相互協力体制	第8節 応援協力体制 第1項 相互協力体制	
176	<p><広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート></p> <pre> graph TD subgraph "要請側" A[要請側消防長] -- ③応援要請 to B[要請側県知事] B -- ④応援要請する旨の連絡、必要事項の通報 to C[市長] C -- ②要請の指 to A A -- ⑪応援決定通知 to D[消防庁長官] D -- ⑫応援を決定した旨の連絡、必要事項の通報 to E[応援側消防長] E -- ⑩応援決定通知 to F[応援側県知事] F -- ⑦応援要請 (応援側消防長を通じて) to G[市長] G -- ⑧応援可能な旨の報告 to E E -- ⑨応援決定の指示 to G G -- ⑥応援要請 to H[応援側消防長] H -- ⑤応援要請 to I[要請側県知事] I -- ⑭応援決定通 to A A -- ⑯応援を決定した旨の連絡、必要事項の通報 to E end subgraph "修正案" A[要請側消防長] -- ③応援要請 to B[要請側県知事] B -- ④応援要請する旨の連絡、必要事項の通報 to C[市長] C -- ②要請の指示 to A A -- ⑪応援決定通知 to D[消防庁長官] D -- ⑫応援を決定した旨の連絡、必要事項の通報 to E[応援側消防長] E -- ⑩応援決定通知 to F[応援側県知事] F -- ⑦応援要請 (応援側消防長を通じて) to G[市長] G -- ⑧応援可能な旨の報告 to E E -- ⑨応援決定の指示 to G G -- ⑥応援要請 to H[応援側消防長] H -- ⑤応援要請 to I[要請側県知事] I -- ⑭応援決定通 to A A -- ⑯応援を決定した旨の連絡、必要事項の通報 to E end </pre>	<p><広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート></p> <pre> graph TD subgraph "要請側" A[要請側消防長] -- ③応援要請 to B[要請側県知事] B -- ④応援要請する旨の連絡、必要事項の通報 to C[市長] C -- ②要請の指示 to A A -- ⑪応援決定通知 to D[消防庁長官] D -- ⑫応援を決定した旨の連絡、必要事項の通報 to E[応援側消防長] E -- ⑩応援決定通知 to F[応援側県知事] F -- ⑦応援要請 (応援側消防長を通じて) to G[市長] G -- ⑧応援可能な旨の報告 to E E -- ⑨応援決定の指示 to G G -- ⑥応援要請 to H[応援側消防長] H -- ⑤応援要請 to I[要請側県知事] I -- ⑭応援決定通 to A A -- ⑯応援を決定した旨の連絡、必要事項の通報 to E end subgraph "修正案" A[要請側消防長] -- ③応援要請 to B[要請側県知事] B -- ④応援要請する旨の連絡、必要事項の通報 to C[市長] C -- ②要請の指示 to A A -- ⑪応援決定通知 to D[消防庁長官] D -- ⑫応援を決定した旨の連絡、必要事項の通報 to E[応援側消防長] E -- ⑩応援決定通知 to F[応援側県知事] F -- ⑦応援要請 (応援側消防長を通じて) to G[市長] G -- ⑧応援可能な旨の報告 to E E -- ⑨応援決定の指示 to G G -- ⑥応援要請 to H[応援側消防長] H -- ⑤応援要請 to I[要請側県知事] I -- ⑭応援決定通 to A A -- ⑯応援を決定した旨の連絡、必要事項の通報 to E end </pre>	脱字修正
	第10節 救助活動計画 第2項 救助活動	第10節 救助活動計画 第2項 救助活動	
183	<p>1 消防署及び市 (略) (2) 応援要請 (略)</p> <p>エ 市又は消防署は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 消防署及び市 (略) (2) 応援要請 (略)</p> <p>エ 市又は消防署は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「<u>大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱</u>」に基づく広域航空消防応援(以下「<u>広域航空消防応援</u>」)について、要請の連絡を行う。</p> <p>(略)</p>	実態に整合した修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	3 県 (略) (4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。	3 県 (略) (4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動 <u>及び広域航空消防応援</u> を要請する。	
	第11節 保健医療福祉活動計画 第1項 保健医療福祉活動	第11節 保健医療福祉活動計画 第1項 保健医療福祉活動	
186	(略) 3 保健医療活動チーム (1) 活動 保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。 (略) (3) 市からの県への派遣要請 被災した市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。 その際、災害医療コーディネーター <u>及び</u> 災害時小児周産期リエゾンは、被災した市に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (略)	(略) 3 保健医療 <u>福祉</u> 活動チーム (1) 活動 保健医療 <u>福祉</u> 活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。 (略) (3) 市からの県への派遣要請 被災した市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。 その際、災害医療コーディネーター <u>及び</u> 災害時小児周産期リエゾン <u>及び災害薬事コーディネーター</u> は、被災した市に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (略)	国の修正を反映
	第12節 消防活動計画 第3項 応援の要請	第12節 消防活動計画 第3項 応援の要請	
191	1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 消防署、市は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」 <u>及び「佐賀県の応援・受援出動計画」</u> 等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。	1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 消防署、市は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」 <u>及び</u> 、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。	県の修正を反映
	第13節 救急活動計画	第13節 救急活動計画	
193	2 搬送手段の確保 消防署は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（D M A T）等に支援を求める。 (略) 県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能若しくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。 (略) 4 応援要請 (1) 近隣、県内の他消防署に対する応援要請 消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他の消防署に対し、応援	2 搬送手段の確保 消防署は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の <u>出動又は広域航空消防応援</u> 要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（D M A T）等に支援を求める。 (略) 県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能若しくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、広域航空消防応援、 <u>緊急消防援助隊の出動</u> 又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。 (略) 4 応援要請 (1) 近隣、県内の他消防署に対する応援要請 消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結して	実態に整合した修正 実態に整合した修正 実態に整合した修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	を要請する。 要請を受けた消防署は、可能な限り応援する。	いる「 <u>消防相互応援協定</u> 」や「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他の消防署に対し、応援を要請する。 要請を受けた消防署は、可能な限り応援する。	た修正
	第16節 避難計画 第5項 指定緊急避難場所の設置・指定避難所の開放・開設運営	第16節 避難計画 第5項 指定緊急避難場所の設置・指定避難所の開放・開設運営	
205	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設 (略) (2) 指定避難所 (略) 市は、避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。 なお、災害が激甚であるなどにより被災市内に避難所を設置することが困難な場合は、市は、「本節第3項第2(2)」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等にかかる支援要請等を行うものとする。	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設 (略) (2) 指定避難所 (略) 市は、避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等 <u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共避難所・避難場所ID</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。 なお、災害が激甚であるなどにより被災市内に避難所を設置することが困難な場合は、市は、「本節第3項第2(2)」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等にかかる支援要請等を行うものとする。	国の修正を反映
206	2 指定避難所の運営管理等 (略) (2) 生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、 <u>指定</u> 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する <u>よう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況などの把握に努め、必要な対策を講じる</u> 。また、 <u>避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度</u> 、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、 <u>食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる</u> よう努める。 また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物業者等から必要な支援が得られるよう、連携に努める。 (3) 男女双方の視点への配慮 市は、指定避難所運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。 また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。 さらに、女性や <u>子供</u> に対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室及び入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選定し、照明を付けるように努める。	2 指定避難所の運営管理等 (略) (2) 生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう <u>スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）</u> に沿った避難所運営に努めるものとする。 そのため、避難所開設当初から <u>プライバシー確保のための</u> パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する <u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な、トイレの設置状況、し尿処理状況、健康のために入浴施設の設置状況などの把握に努め、必要な対策を講ずる</u> よう努める。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況等、避難者の健康状態や <u>避難所</u> の衛生状況を把握し、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。 また、必要に応じ、 <u>被災者支援等の観点から、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物業者等から必要な支援が得られるよう、連携に努める。</u>	能登半島地震を受けた災害対応について追記（R6） 国の修正を反映 県からの意見を反映（国基本計画の修正に伴う追記） 国の修正を反映

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
208	<p>(略)</p> <p><u>(12) 家庭動物等への対応</u> <u>市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物等と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u> <u>(新設)</u></p>	<p>さらに、女性や<u>こども</u>に対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室及び入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選定し、照明を付けるように努める。</p> <p>(略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(12) 在宅避難者等の支援拠点</u> <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(13) 車中泊避難への対応</u> <u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	国の修正を反映 (R6)
	第17節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第1項 被災住宅地の危険度判定	第17節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第1項 被災住宅地の危険度判定	
209	<p>(略)</p> <p>2 被災住宅地の危険度判定 市は、県があらかじめ養成・登録している「(建築物) 応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。 県は、応急危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、他県に対し、応援を要請する。</p>	<p>(略)</p> <p>2 被災住宅地の危険度判定 <u>(地震災害時のみ)</u> 市は、県があらかじめ養成・登録している「(建築物) 応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。 県は、応急危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、他県に対し、応援を要請する。</p>	県からの意見を反映
	第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	
210	<p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 この際応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>3 民間賃貸住宅等の活用 応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>や</u>ブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合に</p>	<p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 この際応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性<u>や</u><u>こども・若者</u>をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>3 民間賃貸住宅等の活用 応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>による</u>ブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合に</p>	国の修正を反映 表現の修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	は、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	は、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	
	第18節 警備活動、交通及び輸送対策計画 第1項 災害警備活動、治安維持活動（県警察等関係機関との連携）	第18節 警備活動、交通及び輸送対策計画 第1項 災害警備活動、治安維持活動（県警察等関係機関との連携）	
212	1 陸上交通 (1) 道路交通確保の措置 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い <u>道路機能</u> の確保に努める。 また、建設業者との協定に基づき、被害状況の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。	1 陸上交通 (1) 道路交通確保の措置 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開を行い <u>緊急車両の通行</u> の確保に努める。 また、建設業者との協定に基づき、被害状況の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。	国の修正を反映
	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	
216	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。 市は、物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 県は、備蓄物資や調達物資等が適正かつ円滑に被災者に供給できるよう市及び防災機関等と連携し食料、飲料水、及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。 また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。 なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宣を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物等の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。 市は、物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、 <u>新物資システム（B-PLo）</u> を活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 県は、備蓄物資や調達物資等が適正かつ円滑に被災者に供給できるよう市及び防災機関等と連携し食料、飲料水、及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。 また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、 <u>新物資システム（B-PLo）</u> を活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。 なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宣を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物等の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。	国の修正を反映
217	第1項 食料の供給計画 1 調達方法 (略) (2) 県 県は、市から要請があった場合、又はその必要があると認めた場合は、食料を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。 また、市への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。 (略) エ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「関西広域連合と九州知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。 (略)	第1項 食料の供給計画 (略) 1 調達方法 (略) (2) 県 県は、市から要請があった場合、又はその必要があると認めた場合は、食料を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。 また、市への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。 (略) エ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州 <u>地方</u> 知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。 (略)	名称を修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第20節 広報、被災者相談計画 第1項 市民への情報提供	第20節 広報、被災者相談計画 第1項 市民への情報提供	
224	(略) 【共通】 c 災害発生直後の広報 (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況） (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等） (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報） (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況） (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等） (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況 <u>(追加)</u> (g) 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内） (h) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 (略)	(略) 【共通】 c 災害発生直後の広報 (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況） (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等） (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報） (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況） (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等） (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況 <u>(g) 応急危険度判定体制の設置状況（必要性と要請方法）（地震時のみ）</u> (h) 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内） (i) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 (略)	県からの意見を反映
	第25節 福祉サービスの提供計画 第3項 要配慮者対策	第25節 福祉サービスの提供計画 第3項 要配慮者対策	
237	(略) 3 <u>医療的ケアを必要とする者</u> に対して、担当課が連絡を取り合い、速やかに避難場所と電源の確保に努める。	(略) 3 <u>常時電源を必要とする医療的ケア児者</u> に対して、担当課が連絡を取り合い、速やかに避難場所と電源の確保に努める。	市修正（表現の修正）
	第33節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬 第1項 搜索	第33節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬 第1項 搜索	
249	市及び消防署は、国、県、自衛隊、県警察等の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。 <u>（新設）</u>	市及び消防署は、国、県、自衛隊、県警察等の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。 <u>警察、消防、市・県災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。</u>	能登半島地震を受けた災害対応について追記（R6）
	第34節 廃棄物の処理計画 第2項 し尿の処理	第34節 廃棄物の処理計画 第2項 し尿の処理	
251	1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。 また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。	1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この際、 <u>「快適トイレ」認定を受けた</u> 洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。 また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。	能登半島地震を受けた災害対応について追記（R6）

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第34節 廃棄物の処理計画 第3項 ごみの処理	第34節 廃棄物の処理計画 第3項 ごみの処理	
253	2 県 <u>(追加)</u> 必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。市が被災し、災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。	2 県 <u>県は、建築物等の解体等工事に当たってアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。</u> 必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。市が被災し、災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。	県からの意見を反映
	第36節 保健衛生計画	第36節 保健衛生計画	
258	災害発生時において、市及び県は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために、必要な行動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配意する。 県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。 (略)	災害発生時において、市及び県は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態 <u>や多様なニーズ</u> の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために、必要な行動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配意する。 県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。 (略)	国の修正を反映
	第37節 病害虫防除、動物の管理等計画 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	第37節 病害虫防除、動物の管理等計画 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	
260	市及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、 <u>動物伝染病予防な粗衛生管理</u> を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。	市及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、 <u>動物由来感染症予防等衛生管理</u> を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。	県からの意見を反映 (単語修正、誤字)
	(次項)	(次項)	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第39節 石油等の大量流出の防除対策計画	第39節 石油等の大量流出の防除対策計画	
265	<p>1 通報連絡</p>	<p>1 通報連絡</p>	県からの意見を反映 (組織改正)
	(次項)	(次項)	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	第42節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	第42節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	
269	(略) 【風水害対策に係る嬉野市災害対策本部における災害応急対策の着手時期】  【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】 ◇災害対策連絡室の設置 ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報 ◇ <u>避難準備 (避難行動要支援者避難)</u> 情報の発令、避難行動要支援者の避難開始 ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保 【氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】 ◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始 ◇避難指示等の広報	(略) 【風水害対策に係る嬉野市災害対策本部における災害応急対策の着手時期】  【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】 ◇災害対策連絡室の設置 ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報 ◇ <u>高齢者等避難</u> 情報の発令、避難行動要支援者の避難開始 ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保 【氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】 ◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始 ◇避難指示等の広報	実情に伴った修正
	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2項 迅速な原状復旧	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 灾害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2項 迅速な原状復旧	
273	市及び県が迅速な原状復旧を目指す場合、市、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度灾害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。 復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。 (略)	市及び県が迅速な原状復旧を目指す場合、市、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度灾害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。 <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。 (略)	国の修正を反映 (R6)
	第2節 被災者の生活再建等への支援 第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等	第2節 被災者の生活再建等への支援 第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等	
277	1 罹災証明書の交付 (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 (略)	1 罹災証明書の交付 (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定 <u>(地震災害時のみ)</u> の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 (略)	県からの意見を反映

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考																																																
	第5章 津波災害対策 第2節 災害応急対策計画 第2項 津波の情報伝達	第5章 津波災害対策 第2節 災害応急対策計画 第2項 津波の情報伝達																																																	
294	<p>(略)</p> <p>第1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等</p> <p>(略)</p> <p>1 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>(略)</p> <p>津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される災害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>10m超 (10m<高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>10m (5<高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>3m (1m<高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>1m 20cm≤高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次項)</p>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	(略)	10m超 (10m<高さ)	巨大	(略)	10m (5<高さ≤10m)	5m (3m<高さ≤5m)	津波警報	(略)	3m (1m<高さ≤3m)	高い	(略)	津波注意報	(略)	1m 20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	(略)	<p>(略)</p> <p>第1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等</p> <p>(略)</p> <p>1 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>(略)</p> <p>津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される災害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>10m超 (10m<<u>予想される津波の最大浪の高さ</u>)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<<u>予想される津波の最大浪の高さ</u>≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<<u>予想される津波の最大浪の高さ</u>≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>3m (1m<<u>予想される津波の最大浪の高さ</u>≤3m)</td> <td>高い</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>1m 20cm≤<u>予想される津波の最大浪の高さ</u>≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(次項)</p>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	(略)	10m超 (10m< <u>予想される津波の最大浪の高さ</u>)	巨大	(略)	10m (5m< <u>予想される津波の最大浪の高さ</u> ≤10m)	5m (3m< <u>予想される津波の最大浪の高さ</u> ≤5m)	津波警報	(略)	3m (1m< <u>予想される津波の最大浪の高さ</u> ≤3m)	高い	(略)	津波注意報	(略)	1m 20cm≤ <u>予想される津波の最大浪の高さ</u> ≤1m)	(表記しない)	(略)	県の修正を反映
津波警報等の種類	発表基準			発表される津波の高さ			想定される災害と取るべき行動																																												
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表																																																
大津波警報	(略)	10m超 (10m<高さ)	巨大	(略)																																															
	10m (5<高さ≤10m)																																																		
	5m (3m<高さ≤5m)																																																		
津波警報	(略)	3m (1m<高さ≤3m)	高い	(略)																																															
津波注意報	(略)	1m 20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	(略)																																															
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動																																															
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表																																																
大津波警報	(略)	10m超 (10m< <u>予想される津波の最大浪の高さ</u>)	巨大	(略)																																															
	10m (5m< <u>予想される津波の最大浪の高さ</u> ≤10m)																																																		
	5m (3m< <u>予想される津波の最大浪の高さ</u> ≤5m)																																																		
津波警報	(略)	3m (1m< <u>予想される津波の最大浪の高さ</u> ≤3m)	高い	(略)																																															
津波注意報	(略)	1m 20cm≤ <u>予想される津波の最大浪の高さ</u> ≤1m)	(表記しない)	(略)																																															

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正案	備考																																
296	<p>(略)</p> <p>2 津波情報の種類とその内容</p> <p>(略)</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報を発表中</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報を発表中</td> <td>1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報を発表中</td> <td>(全ての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p>(略)</p> <p>2 津波情報の種類とその内容</p> <p>(略)</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値*1）の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報を発表中</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報を発表中</td> <td>1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報を発表中</td> <td>(全ての場合)</td> <td>沖合での観測値*2、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けがむずかしいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大浪の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。</p> <p>*2 沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現します。</p>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値*2、沿岸での推定値とも数値で発表	県の修正を反映
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容																																	
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容																																	
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値*2、沿岸での推定値とも数値で発表																																	